## 審查書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ 原子炉施設保安規定の変更の認可について

# I. 審査の結果

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄(以下「申請者」という。) から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第43条の3の24第1項の規定に基づき申請のあった「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定の変更認可申請について」(令和元年11月13日付け申請。以下「本申請」という。)について審査した結果、本申請は、同条第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないと認めるとき」には該当しないものと認められる。

## Ⅱ、申請の内容

本申請の変更の内容は以下のとおりである。

- (1) 性能を維持すべき期間が終了した性能維持施設に対する事業者が行う性能維持のための検査が不要であることの明確化
- (2) 炉心構成要素(中性子しゃへい体及び固定吸収体)の性能維持確認のための検査に 係る記載の追加
- (3)「別表103 維持すべき原子炉施設」の機器レベルでの記載内容の変更
- (4) その他、記載の適正化

# Ⅲ. 審査の方針

#### 1. 審査の方針

審査においては、本申請内容が法第43条の3の24第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないと認めるとき」には該当しないことを確認することとした。

### 2. 審査の方法

本審査は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止 措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方(原管廃発第 17041919 号(平成 29 年 4 月 19 日原子力規制委員会決定。以下「審査の考え方」という。)) に基づき確認することとした。

# Ⅳ. 審査の内容

原子力規制委員会は、本申請に係る変更が、法第43条の3の24第2項に定める「核

燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないと認めるとき」には該当しないことについては、審査の考え方に基づき、「審査の考え方第4の23 発電用原子炉施設の保守管理(研開炉規則第87条第3項第23号)」について、日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の保守管理に関することについて、適切な内容が定められていること(審査の考え方第4の23②)を確認することとした。

# 1. 変更内容(1)から(3)について

申請者は、廃止措置計画に定める性能を維持すべき期間が終了した性能維持施設について、事業者が行う性能維持施設の機能及び作動の状況を確認するための検査(以下「性能維持確認のための検査」という。)が不要であることを明確化することともに、炉心構成要素(中性子しゃへい体)の性能維持の方法を明確化するとしている。また、「別表103 維持すべき原子炉施設」の記載内容について、施設の現状等に合わせて変更することとしている。

具体的には以下のとおり。

- (1) 性能維持確認のための検査に関し、廃止措置計画に示す維持期間を終了し維持不要となった設備又は機能について、維持期間終了以降の検査の対象から除く旨を追記し明確化。
- (2) 炉心構成要素(中性子しゃへい体及び固定吸収体)の性能維持の確認のための検査に係る内容(健全性確認)を追記し明確化。
- (3) 「別表103 維持すべき原子炉施設」の機器レベルの記載について、以下を変更。
  - ① 系統ごとに記載していた予熱温度計について、記載の適正化の観点から、予熱計 装設備に統合して記載。
  - ② 1次メンテナンス冷却系の予熱ヒータの予熱範囲について、廃止措置の現状に合わせ、「原子炉容器から1次止め弁まで」と範囲を記載。
  - ③ 燃料搬出設備のうち、キャスク装荷装置及び燃料出入設備通路クレーンについて、 当該キャスク装荷装置等を用いた燃料搬出は今後行わず、当該キャスク装荷装置 等の性能の維持が不要であることから、当該キャスク装荷装置等の記載を削除。

原子力規制委員会は、(1)~(3)の変更が、性能を維持すべき施設の現状に応じて、 廃止措置計画に示す維持期間を終了し維持不要となった設備又は機能の性能維持確認 のための検査に係る扱いを明確化するものであること、より詳細な機器レベルでの対象 を明確化するものであることなどから、発電用原子炉施設の保守管理に関し、日常の保 安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の保守管理に関することについて、適切な内 容が定められていることが定められていることを確認した。

### 2. 変更内容(4)について

本変更については、廃止措置計画との整合性や、誤記修正等の変更であり、災害の防止上支障がない変更であることを確認した。